

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和 2 年 12 月 4 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 3 開催場所 本庁舎 4 階 中会議室 5・6
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
今村一真, 阿久津正晴, 富永幸一, 中村岳広, 水庭清隆
 - (2) 執行機関
白田敏範, 鈴木和男, 瀧口朋也, 赤坂麻理子, 小林正道, 小坂部勝久, 池田尚弥, 大高洋平,
大越孝昭, 梶山哲, 島孝夫, 渡辺基弘, 川野輪俊光, 林忠勝, 草野幹雄, 塚田貴史
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 令和 2 年度入札制度等の改正について（非公開）
 - (2) 格付工種の落札状況について（非公開）
 - (3) 令和元年度下期及び令和 2 年度上期の契約状況について（非公開）
 - (4) 令和元年度下期及び令和 2 年度上期抽出案件審議（9 件）（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第 7 条第 3 号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0 人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（9 件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書
- 9 発言の内容 ※非公開のため，詳細な内容については省略

意見・質問	説明・回答
<p>[報告事項]</p> <p>1 令和2年度入札制度等の改正について</p> <p>・特段意見なし</p>	
<p>2 格付工種の落札状況について</p> <p>・特段意見なし</p>	
<p>3 令和元年度下期及び令和2年度上期の契約状況について</p> <p>・特段意見なし</p>	
<p>[抽出案件]</p> <p>1 健康増進等施設建設工事について</p> <p>・落札率99.7%と高いところで入札額がとどまっております、あまり競争性が発揮されていないように見えるが、入札額が高止まりした理由は分析しているか。</p> <p>・予定価格はどのように決めているか。</p> <p>・積算に当たり、予算や価格の見通しと、競争入札との適切な距離を図るために実施している工夫等はあるか。</p>	<p>・規模の大きい建築工事であるため、工期が長期に及ぶことや、電気、給排水、空調等の関連工事と調整をしながら工事を進める必要があること等から、ある程度余裕を含んで入札しているものと考えております。</p> <p>・設計価格を予定価格としております。</p> <p>・設計価格の積算は、実勢価格、実流通価格を基に積み上げております。</p>
<p>[抽出案件]</p> <p>2 国補千波公園レイクサイドボウル跡地整地工事について</p> <p>・低入札調査基準価格とはどのような基準で決められるのか。</p> <p>・低入札価格に対する聞き取り調査の考察に、一般管理費が30.07%とあるが、その他は70%程度であるのに対して低い原因をどのように考えているか。</p>	<p>・発注に当たって積算した直接工事費、一般管理費、現場管理費、共通仮設費等の各間接費について、それぞれに定められた掛け率を乗じ、足し合わせた額が調査基準価格となります。</p> <p>・一般管理費は、現場にかかる費用ではなく、会社の本店にかかる費用となります。基本的には、完成工事高に対する会社を維持するための費用というものであり、一般的な会社であれば、ある程度の相場が決まっているので、逆算して積算したものだと思います。本市では中央公契連の数値を採用しております。</p>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格に対する聞取り調査の結果に、協力会社の安価な見積りがあるとの記載があるが、この協力会社とは何か。また、安価な見積りがあるとはどういう意味か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力会社とは下請業者であり、下請業者の低価格の見積りが今回の入札額の大きな要因となっております。低入札価格調査の中で、この下請業者からの見積りの原本を確認し、設計書の考え方や内容と相違ないか、見積額を改ざんしていないか等を確認し適正であると判断しております。
<p>[抽出案件]</p> <p>3 水門橋橋梁長寿命化修繕工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式を実施する具体的な要件は何か。また、過去に実施した総合評価方式で、一般の工事よりも品質が上がった等の検証をどのように行っているか。 ・工事成績評定はどのように出しているか。 ・入札額が評価値に与える影響が非常に大きい案件において、落札業者の入札額が突出して低い場合、評定が上がり、総合評価方式による入札をしなくても、結果としては同じになる可能性があるのではないか。 ・市の方針として、今後、総合評価方式を増やしていく考えか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では特に品質を求める工事を対象としております。品質の確認については、総合評価方式に限らず、工事を行ったものに対しては工事検査を行い、完成時に工事の評定を行っております。工事の品質だけが着目点ではなく、施工体制や工程の管理等も対象になっております。評定の結果等の検証については、今後行ってまいりたいと思っております。 ・今回の橋梁工事に加え、それ以外の土木一式工事を含めた過去5年間の平均工事成績となります。 ・特殊な工事に対して、実績を有する業者は、効率的な施工をするノウハウがあり、それが結果的に低い入札額で施工できるということにもつながっております。技術的難易度が高く、技術評価の要素をより高く求める案件になりますと、技術点を高く配点する簡易型等の方法があります。 ・基本的な方針として、価格だけではなく、会社の総合力を加味して品質を確保したいという考えがありますので、増やしていきたいと思っております。しかし、総合評価方式を採用する上での考え方として、工事の難易度が高い案件や特

意見・質問	説明・回答
	<p>特殊性がある案件について採用しておりますので、ここから2倍、3倍と増やしていくということではありません。</p>
<p>[抽出案件]</p> <p>4 水戸市立渡里小学校仮設校舎賃貸借について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札にできない理由は何か。 ・事前の調査で5、6社は施工できると明らかになった場合、全社に見積りを取ることにはしないのか。 ・名簿登録業者数が目減りした場合、随意契約にならざるを得ない、あるいは新規参入を受け入れる体制がないため、古い仕組み、仕掛けをずっと使い続け、新しい発想が入らなくなってしまうという懸念もあると思うが、見直す機会はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札に付する案件は、予定価格が1,000万円以上で、入札参加可能業者が概ね20社程度ある場合としておりますが、学校の仮設校舎の設置、リース、撤去を含む今回のような案件については、学校の用に供する規模のプレハブのリース会社であって、建設業の許可を持ち、本市の有資格請負業者名簿に登録されている業者は5、6社程度になります。参考見積徴取する際に対応可能かということも確認しており、結果的に、入札参加可能な業者は3社ないし4社になりますので、一般競争に付することができず、指名競争入札で実施しております。 ・事前に想定価格を積算しており、その額によって見積徴取業者数を定めるため、見積徴取する際に、見積り可能かという聞き取りをしております。その結果、事前の想定価格による規定よりも少ない業者からの見積りとなる場合もあります。 ・有資格請負業者名簿を2年に一度改定しております。また、4半期に一度名簿登録の追加受付を行っており、参入する機会としては、常に設けていると考えております。
<p>[抽出案件]</p> <p>5 泉町地下駐車場連絡通路設置工事について</p>	

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・密接に関連する工事と判断するに当たって検討すべき抽象的な要件，基準は何か。 ・経費削減効果が見込める算出根拠はあるか。 ・地下通路を作るということは急に決まったことか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一体として施工しなかった場合に後から施工することが難しくなる工事条件の場合を密接に関連する工事として捉えております。本件であれば，一体として施工した場合，片方の工事で設置した土を崩れなくする山留のようなものを利用でき，経費削減効果が見込めるといったメリットがあります。 ・国道上から掘削を行った場合，国道の管理者から，覆工板という鉄の板の掛け外しをしながら施工するようにと条件が出ていることと，地下埋設物が集中しているため，移設をしなければならないことが削減根拠の一番大きな部分です。 ・以前から計画がありました。国道50号の下に京成百貨店とつながる既存の地下駐車場があり，新市民会館と地下駐車場の一体利用ができる利便性を考慮して計画されておりました。当該箇所は再開発事業地の外になりますので，再開発事業としてではなく，本市の事業として行うこととなっております。
<p>[抽出案件]</p> <p>6 排委第1号内原町調整池流下機能改善実施設計委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負業者指名決定伺いで，参考見積徴取業者が5社あるが，どのように選定したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考見積徴取業者数は，規定により，予算額2,000万円以上6,000万円未満の場合，5社と決まっております。市内に営業所を設けている業者を，地域性として優先順位を設けて，実績数と地域性，市内に営業所があるというような観点から選定しておりますが，本件のような水位調整池の実施設計の場合，市内業者では業務実績がなく，テクリスという検索システムから過去の実績等を検索して，雨水調整池の実績のある会社を市外業者から選定しております。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・参考見積徴取業者を選ぶときの手続きとしては、委員会のようなものを開いて決めるのか。 ・予定価格は、参考見積りの中で一番低いものが選ばれるのか。 ・落札業者も参考見積徴取業者となっているが、予定価格と落札価格が何故こんなに違うのか。 ・参考見積徴取業者が落札した落札率という統計等はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね設計費の80%以上を見積りで設計した場合に、見積りの段階から審査会に諮るようしております。 ・各見積り価格の内、一番低いものではなく、今回であれば5社の平均値の近似値を採用額としております。 ・見積りの人工数は、各作業にかかる人数なので、過去の実績や効率性等を考え、標準的な数値で見積りを提出すると思われま。各社は、それに対してどのぐらい省力できるか、会社の経費との兼ね合い等を考えて入札額としているように思います。 ・統計をとっておりませんが、見積りの最低価格は採用せず、平均値の近似値を採用しておりますので、そのような傾向はないのではないかと思います。
<p>[抽出案件]</p> <p>7 楮川浄水場電気設備取替工事（第14号）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札した業者が2者と少ないが、そうした事情や背景はなにか。 ・特定建設工事共同企業体の構成員数は金額によって決まるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・傾向として、電気設備に既存のメーカーが入っている場合、他の業者は手が出しにくいということが考えられます。 ・本件の予定価格の場合、5社JVの規定になっておりますが、今回の電気設備の取替工事では、機器費が全体額の7割を占めており、5社JVにした場合、最低出資割合に到達しないため、2社JVとなっております。
<p>[抽出案件]</p> <p>8 国交開江系導水管布設替工事（第7号）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格に対する聞き取り調査の結果に、他の業者と差がつく大きな理由として手持ち資材の利用があるとあるが、どう判断したのか。 ・低入札価格調査対象となった工事の市 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業現場は事務所から500mとかなり近く、資材関係も自社で持っているということで、総合的に判断しております。 ・水戸市低入札価格調査制度対象工事の

意見・質問	説明・回答
<p>の工事監督体制はどのようにしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県等の低入札価格調査の対象となった工事の監督体制等を参考にしているか。 ・ 低入札価格調査について、上下水道局ではどの程度の頻度で起こっているか。また、布設替工事のような案件だと起こりやすい等の傾向を把握しているか。 ・ 協力会社や資材購入先の安価な見積りがあるという記載について、この協力会社等に赤字の補填をさせている可能性はないか。 	<p>監督体制等の強化に係る運用基準において、現場確認や検査体制を1.5倍から2倍に強化すると定めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はい。 ・ 年に1, 2件起きております。一定の工事内容について低入札価格調査になりやすい、なりづらいという傾向は見えないというのが実情です。 ・ 協力会社からの見積りは、基本的に落札が確定する前の段階でもらうもの、入札額を決めるためにもらうものと考えております。工事を新たに受注することが確定している状態で見積りを取ってはいないため、そうした懸念は薄いと思われます。また、本件に限らず、低入札価格調査では、協力会社等に対する下請額の支払い条件等を確認しております。
<p>[抽出案件] 9 国補公共下水道ストックマネジメント実施計画(ポンプ場・処理場施設)策定業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ わずかの差で落札というのは、最低制限価格対象者からすると、落とせると思っていたら落とせなかったというように見えなくもないが、低入札を警戒する制度が機能しているということか。 ・ ランダム係数とは、結果として自治体側の便宜のための係数ということか。 ・ 参考見積徴取業者は比較的応札していて、そうでない業者は辞退しているとい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低制限価格を決める際に、ランダム係数を掛けており、案件ごとに変動する仕組みのため、推測されないようになっております。推測されると、同額の入札により、くじで決定となることも頻出してしまうため、ランダム係数を使うことによって、僅差の場合もあり得ます。 ・ ランダム係数とは、本市で定めているマイナス0.005からプラス0.005の範囲で決まる係数です。基準価格にランダム係数を掛けて最低制限価格を算出しており、自治体側に優位に働くというものではありません。 ・ 本件は電子入札で行い、指名業者の意思表示で辞退となっております。下水道

意見・質問	説明・回答
<p>うような傾向があるか。</p>	<p>事業の資産は、機械設備、電気設備、土木設備、建築設備、建築機械設備、建築電気設備等業務の範囲が広域にわたり、マンパワーを必要とすることから、経験がある業者が優先的に出てくる背景があると思われます。</p>